

農林業に係る今後の損害賠償(案)の全面見直しを求める要望書

原子力災害現地対策本部
本部長 高木陽介様

平成28年11月 4日

福島県双葉郡浪江町議会
議長 吉田数博

農林業に係る今後の損害賠償(案)の全面見直しを求める要望書

東京電力ホールディングス株式会社は、本年9月に農林業への今後の損害賠償について、「平成29年1月以降の損害として年間逸失利益の2倍相当額を賠償し、2年後以降は個別対応」とし、実質2年で打ち切る素案を示しました。

この素案は、農林業固有の特性や避難指示区域毎の特性を全く考慮していません。また、これまで同様「個別対応」という加害者が被害者の請求を査定するという理不尽な内容となっています。

原発事故から5年以上を経過した現在でも避難指示は継続されており、たとえ避難指示が解除されても農林業再開の見通しは全く立っていません。

従って、農林業に係る損害賠償は、事故前の状態に回復するまで国・東電は賠償を継続すべきであり、それは加害者として当然の責務です。

よって、以下のとおり要望します。

- 1 国・東電は原発事故の被害を直視し、農林業に係る今後の損害賠償案を全面的に見直し、従来と同等の営農・営林活動を営むことが可能となる日まで賠償を継続すること。